

# 国連女性差別撤廃条約および 選択議定書の留保に関する一考察： 条約の実効性確保の観点から（1）\*

軽 部 恵 子

- I はじめに
- II 女性差別撤廃条約と留保
  - 1. 留保に関する条約の規定
  - 2. 条約に付された留保の内容
    - (1) 概観
    - (2) 紛争解決に関する留保
  - (以上本号)
  - (以下次号)
    - (3) 条文別の留保
    - (4) 留保の理由
    - (5) 留保の対象
    - (6) 留保の適用地域
    - (7) その他
  - 3. 留保に対する異議
  - 4. 女性差別撤廃委員会における対応

---

\* 条約の公定訳（外務省訳）は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」だが、「女子という……一見未成熟の女性だけを表すようなことばが、広く女性一般をさすものとなったのは、戦前、すべての日本人が天皇の臣民とされ、人々が天皇の『赤子』であるとしたことの名残」（金城清子、『法女性学のすすめ』第4版、有斐閣、1997年、p. 47）であるため、本稿では原則として“women”を女性と訳す。

III 女性差別撤廃条約選択議定書と留保  
IV むすびにかえて

## I はじめに

1979年12月18日、国連総会で「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, 以下「CEDAW」または「条約」と略す)が、決議34/180（賛成130, 反対0, 留権10）として採択された。それから約20年後の1999年10月6日、国連女性の地位委員会 (Commission on the Status of Women, 以下「CSW」と略す) の作業部会で1996年から4年間かけて検討されてきた「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」(Optional Protocol to the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, 以下「CEDAW 選択議定書」、「選択議定書」、または「議定書」と約す)が国連総会でコンセンサスにより決議54/4として採択された。現在、選択議定書は署名・批准のため世界各国に開放されており、採択から約1年後の2000年9月22日にイタリアが選択議定書の10番目の批准国となつたため<sup>1)</sup>、選択議定書第16条の規定により、10番目の批准書の寄託から3ヶ月後の2000年12月22日に効力発生することが確定した。

選択議定書は第1条から7条に個人通報制度を、第8条から第10条に委員会による調査制度を有する。前者は、条約に規定された女性の人権を侵害されたと主張する、締約国の管轄下にある個人または個人の集団が、条約および選択議定書の監視機関である女性差別撤廃委員会 (Committee on the Elimination of Discrimination against Women, 以下「CEDAW 委員会」または「委員会」と略す) に宛てて、人権侵害の旨を通報することを可能にする。後者は、一定の条件の下、委員会が「重大または系統的な人権侵害」に関する

1) <http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/sigop.htm>, 2000年9月29日アクセス。

る信頼できる情報を受理した際、特別報告者を指名したり、当事国の同意に基づきその領域を訪問するなど、人権侵害の疑いを調査する権限を委員会に与えている。ただし、委員会による調査制度は「オプト・アウト方式」(opt-out clause) のため、国家が選択議定書に署名・批准・加入する際、議定書第10条第1項に基づき、第8-9条に規定された委員会の権限を認めない旨を宣言できる。

選択議定書は本体の条約である CEDAW の国内適用を強化し、女性の人権を伸張させることを目的に採択された。その背景には、CEDAW の唯一の実施措置である国家報告制度（第18条）だけでは、個人を救済できないという認識があった<sup>2)</sup>。

一方、多数国間で締結される人権条約の場合、国家が国内法、宗教、文化、伝統、慣習・慣行等を理由に留保を付すことは多く、CEDAW も例外ではない。2000年8月8日現在、CEDAW の締約国数は166と国連の人権条約の中でも多い<sup>3)</sup>が、留保を付した国も締約国数の約3分の1にのぼる。その内容は締約国の差別撤廃義務（第2条）から、性に基づく役割分担の否定（第5条）、政治的・公的活動の参加（第7条）、国籍（第9条）、雇用（第11条）、経済的・社会的活動における差別撤廃（第13条）、農村女性に対する差別撤廃（第14条）、法の前の男女平等（第15条）、婚姻・家族関係（第16条）、紛争解決規定（第29条第1項）と多岐にわたっている<sup>4)</sup>。また、選択議定書は CEDAW に規定された人権侵害に関する通報を受理・検討し（選択議定書第2条）、あるいは委員会が調査するため（同第8条第1項）、本体の条約に多数の留保が存在することは選択議定書の有効な機能を阻む。さらに、オプト・アウト方式であ

2) この点については、拙稿、「女性差別撤廃条約選択議定書案の研究：国連女性の地位委員会第42会期および第43会期の議論を中心に」『桃山学院大学社会学論集』第33巻第1号、pp. 44-48 を参照。

3) CEDAW の締約国一覧は、<http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/states.htm/> を参照。

4) CEDAW に付けられた留保の詳細は、<http://www.unhchr.ch/html/menu3/b/treaty9.asp.htm> (以下「UNHCHR's HP」と略す) を参照。

る委員会の調査制度は議定書が予め認めた留保である。

本稿では、CEDAW と選択議定書に付せられた留保が、CEDAW の実効性に及ぼす影響について様々な角度から分析を試みる。初めに、CEDAW の留保に関する規定を、他の人権条約と隨時比較しながら概観する。次に CEDAW に留保を付した国（留保国）を地理的区分、紛争解決規定を付した留保国とその地理的区分、紛争解決規定の留保国が他に付した留保の傾向、CEDAW の条文ごとに見た留保国とその内容、一般的留保、すなわち条約と抵触する国内法の規定を具体的に示さずに、条文あるいは条約全体の適用が締約国の憲法や国内法の規定に従うと宣言する留保をそれぞれ検討する。同時に、留保の理由、対象、適用地域、その他特殊な留保、留保に対する異議とその効果も分析する。そして、CEDAW 委員会が留保を減らすために行ってきた活動を紹介し、その効果を論じる。次に、本体の条約における留保と選択議定書自体の留保に関する規定が、選択議定書に定められた個人通報制度および委員会による調査制度に与える影響を予測し、最後に、選択議定書が有効に機能し、CEDAW の実効性を確保するための若干の提言を行う。

## II 女性差別撤廃条約と留保

### 1. 留保に関する条約の規定

条約の留保とは、1969年に採択された「条約法に関するウィーン条約」（以下「ウィーン条約」と略す）によると、「国が、特定の規定の自国への適用についてその法的効果を排除し又は変更することを意図して、条約への署名、条約の批准、受諾若しくは承認又は加入の際に単独に行う声明」である（第2条第1項(d))。19世紀以前は多数国間条約の作成と採択が当事国による全会一致を基礎としていたが、20世紀初頭以降、とくに1945年以来国際会議・国際機構での多数決によって決定されるようになったため、条約の成立に異議を持つ国が条約上のある義務の内容や範囲を一方的に変更、または制限することで、条約に参加する途を開くために留保の制度が導入された<sup>5)</sup>。さらに、

1951年5月28日の「集団殺害防止処罰（ジェノサイド）条約の留保事件」に対する国際司法裁判所（以下「ICJ」と略す）の勧告的意見では、留保に関する明確な規定が条約中にはない場合、当該留保が条約の趣旨や目的に反しない限り留保を認める、「両立性の基準」という新たな原則が打ち立てられた<sup>6)</sup>。

ICJ の勧告的意見を受けて、条約に関する慣習法を集成すべく起草されたウィーン条約は、留保に関する手続も成文化した。そして、締約国が留保を付けない場合として、(a)条約が当該留保を禁止している場合、(b)条約が、当該留保を含まない特定の留保のみを認める旨を定めている場合、(c)これら2つの場合以外で、当該留保が条約の趣旨及び目的と両立しない場合、の3つが規定された（第19条）。

なお、ウィーン条約では狭義の留保（第2条第1項(d)）と、条約の特定の規定や文言、事項の適用について自国の解釈を特定するために行う解釈宣言を区別しているが、実際は両者の法的効果を区別するのは容易でない<sup>7)</sup>。したがって、本稿では解釈宣言の内容が実質的に条約の留保といえる場合は、同宣言を留保として扱う。

留保の具体的な形態には、条約の特定の条文を自国に適用させない、あるいはその法的効果を変更する宣言のほかに、自国内における条約の適用地域（例・少数民族の居住地域、自治州、連邦国家内的一部の地域）を限定あるいは拡大する留保がある。また、条約が予め認める留保として、とくに人権条約で頻繁に使われる形態には、締約国が特定の条文の適用を受諾するオプト・イン方式や、特定の条文の適用を排除するオプト・アウト方式がある。

ウィーン条約は留保が有効となる手続についても定めている。前述のオプト・インやオプト・アウト方式など、条約が予め明示的に認めていたる留保が

5) 山本草二, 『国際法』(新版), 有斐閣, 1994年, p. 600。

6) 勧告的意見の詳細な分析は, Liesbeth Lijnzaad, *Reservations to UN-Human Rights Treaties: Ratify and Ruin?*, Dordrecht: Martinus Nijhoff Publishers, 1995, pp. 17-29 を参照。

7) 国際法学会編, 『国際関係法辞典』, 三省堂, 1995年, p. 123。

有効になるために、他の締約国による受諾を必要としない（第20条第1項）。他方、ある留保について各当事国の同意が不可欠であることが、条約の交渉国数や条約の趣旨および目的から明らかな場合は、当該留保をすべての当事国が受諾しなければならない（同条第2項）。これら以外で、他の締約国が1カ国でも当該留保を受諾すれば、留保国と受諾国との間に条約の効力が生じる（同条第4項(c)）。留保国と異議申立国との間では、後者が別段の意図を明らかにしない限り、前者との間で条約の効力が発生する（同条第4項(b)）。

留保に対する異議の表明には時間的制限が設けられている。すなわち、第20条第2項および第4項の適用上は、「条約に別段の定めがない限り、いずれかの国が、留保の通告を受けた後12箇月の期間が満了する日又は条約に拘束されることについての同意を表明する日の何れか遅い日までに、留保に対し異議を申し立てなかった場合には、留保は当該国により受諾されたもの」と見なされる（同条第5項）。

留保の撤回は、条約中に特別な規定がない限り、締約国はいつでも撤回することができる（第22条第1項）。同様に、留保に対する異議も条約に特別な規定がない限り、異議を申し立てた国はいつでも撤回できる（第22条第2項）。

以上、留保に関する基本原則を踏まえた上で、CEDAWにおける留保の規定を検討したい。留保に関するCEDAWの規定は、ウィーン条約第19条(c)に沿って制定されたもので、「国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付」(CEDAW第28条第1項)し、「この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない」(同第28条第2項)と規定する<sup>8)</sup>。その一方、CEDAWは留保の両立性を判断する具

8) 条約案を審議したCSW作業部会では、全面的に留保を禁止する、ウィーン条約に沿って留保を認める、一部の規定について留保を認めるの三つの主張がなされたが、最終的に留保はウィーン条約の原則に沿って全面的に認められた。議論の経緯については、Rebecca Cook, "Reservations to the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women," *Virginia Journal of International Law*, vol. 30 (1990), pp. 673-678 を参照。

体的な基準に全く言及していない。そこで、他の締約国からある留保の内容に異議が申し立てられるなど、条約の解釈を巡る紛争が発生し、当事国間の交渉によって解決できない場合は、「いずれかの紛争当事国の要請により仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託する」(同第29条第1項)。もっとも、締約国は予めこの規定に拘束されない旨を宣言することができる(同条第2項)ため、締約国が第29条第1項を留保すれば、条約をめぐる紛争の解決は一般国際法に委ねざるを得ない<sup>9)</sup>。また、他の締約国がある留保への異議を申し立てる期限についてCEDAWはとくに定めていないため、ウィーン条約第20条第5項に従い、留保が通告された日または留保国が条約に拘束されることに同意した日のいずれか遅い方から12カ月となる。だが、留保の内容を検討し、留保国との外交関係を考慮しながら異議を起草するのに、12カ月は決して長すぎる時間ではない<sup>10)</sup>。

他の人権条約の留保と紛争解決に関する規定は様々である。「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(以下「ICCPR」と略す)には留保に関する一般的な規定ではなく、予め認められた留保は国家通報制度(第41条)のみである。これは、ある締約国の規約に基づく義務の不履行が他の締約国から通報された場合、規約の国内適用を監視する人権委員会(Human Rights Committee、以下「HRC」と略す)が受理し検討する権限を有することを認めている。留保に関する一般的な規定が欠如しているため、ICCPRには第41条以外の留保も多数付されており、HRCは1995年に「(規約および2つの選択議定書に付された)留保の数、内容、意図が規約の効果的な適用を妨げ、締約国の義務に対する尊重を弱めている」という見解を提出し、一部締約国の留保を批判

9) Ibid., p. 709.

10) Belinda Clark, "The Vienna Convention Reservations Regime and the Convention on Discrimination against Women," *American Journal of International Law*, vol. 85 (1991), p. 313.

した<sup>11)</sup>。

一方、CEDAW が多くの条文を模した「人種差別撤廃条約」(以下「CERD」と略す)は両立性の基準を具体的に定めている。すなわち、「この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。また、この条約により設置する機関の活動を抑制するような効果を有する留保は、認められない。留保は、締約国の少なくとも 3 分の 2 が異議を申し立てる場合には、両立しないもの又は抑制的なものとみなされる」(CERD 第20条第1項)。条約の解釈を巡る紛争が発生した場合には、「交渉又は条約に明示的に定められている手続によって解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意しない限り、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため国際司法裁判所に付託される」(同第22条)。もちろん、第22条に留保を付して紛争の可能性を減らす国も少なくない<sup>12)</sup>。しかし、3 分の 2 の締約国が異議を申し立てれば当該留保は無効になるため、CERD では締約国による留保の相互監視が他の人権条約よりも明確に作用する。この他、CERD にはオプト・イン方式の個人通報制度(同第14条)があるが、これは条約が予め認めた留保である。

「拷問禁止条約」(以下「CAT」と略す)には一般的な留保の規定はないが、3 つの留保が予め認められている。それらはオプト・イン方式の国家通報制度(CAT 第21条)、オプト・アウト方式の委員会による調査制度(同第20、28条)、およびオプト・アウト方式の紛争解決規定(同第30条)である。締約国は紛争解決について、「当事国間の交渉で解決できない紛争をいずれかの紛

11) “General comment on issues relating to reservations made upon ratification or accession to the Covenant or the Optional Protocols thereto, or in relation to declarations under article 41 of the Covenant,” UN Doc., A/50/40 (1996), “Report of the Human Rights Committee,” vol. 1, Annex V, p. 119.

12) 2000年8月8日現在で CERD 第22条に留保を付している国は、アフガニスタン、バーレーン、中国、キューバ、エジプト、インド、インドネシア、イラク、イスラエル、クウェート、レバノン、リビア、マダガスカル、モロッコ、モザンビーク、ネパール、ルワンダ、サウジアラビア、シリア、米国、ベトナム、イエメンの22カ国である。<http://www.unhchr.ch/html/menu3/b/treaty2.asp.htm>, 2000 年10月17日アクセス。

争当事国の要請により仲裁に付し、仲裁の要請から 6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合は、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所の規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる」（同第30条第1項）と規定するが、同時に締約国は「1の規定に拘束されない旨を宣言することができる」（同条第2項）。ただし、拷問や非人道的な取扱いの解釈に国内法や文化・伝統・慣習の入り込む余地は、女性差別と比べてはるかに小さい。

1989年に採択された「児童の権利に関する条約」（Convention on the Rights of the Child, 以下「CRC」と略す）は、CEDAW と同様にウィーン条約に従って、「この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない」（CRC 第51条第1項）と規定する。だが、条約中に紛争解決の方法を明示していないため、条約の解釈を巡る紛争は、紛争当事国が仲裁裁判や ICJへの付託を同意しない限り、ウィーン条約および一般国際法の原則に従って解決されなければならない。

留保に対する異議申し立ての期間は、CERD が留保が送付された日から90日以内に当該留保を承認しない旨を国連事務総長に通告する（CERD 第20条第1項）と定めており、他の締約国の3分の2以上の反対があれば当該留保が無効となる規定との均衡が図られている。ICCPR には一般的な留保に関する規定がないため、留保の期限はとくに定められておらず、国家通報制度はオプト・イン方式のため、他の締約国は異議を申し立てることができない。CAT にも一般的な留保の異議申立期間は定められていないため、ウィーン条約の規定に従うことになる。条約が予め認めた3つの留保はオプト・インまたはオプト・アウト方式のため、異議申立の期間は必要ない。CRC は異議申立期間に言及していないため、ウィーン条約に従って12カ月となる。

一方、どの人権条約においても留保の撤回はいつでも可能であり、その効力は締約国が国連事務総長に宛てた通告の受領の日に発生する。具体的な規定は、CEDAW 第28条第3項、同第29条第3項（効力発生に言及していない

が、通告受領の日と見なせる), ICCPR 第41条第2項, CERD 第14条第3項(委員会で検討中の通報に影響を及ぼさない), 同第20条第3項, CAT 第22条第8項(この条に基づき通報され、委員会へ付託済みの事案の検討は妨げられない), 同第28条第2項, 同第30条第3項(いずれも効力発生について言及がない), および CRC 第51条第3項である。

以上, CEDAW の留保に関する規定はウィーン条約第19条(c)が定める両立性の基準に沿っているものの、具体的な基準には何ら言及していない。また, CEDAW への留保に対して他の締約国は12ヶ月以内に異議を申し立てなければならず、この期間を逃せば当該留保が条約の趣旨や目的と両立すると默示的に認めたことになる。また、他の締約国が期間内に異議を申し立てても、留保国が第29条第1項の紛争解決規定を同条第2項に基づき留保していれば、他の規定に関する留保の両立性を問うことは実質的に困難である。つまり、第29条第2項を利用すれば、締約国は条約の署名・批准・加入の際に留保を付して、条約に定められた女性差別撤廃義務(CEDAW 第2条)を怠ることも可能である。次項では、実際に留保の内容を検討し、CEDAW の留保制度が適切に運用されているかを論じる。

## 2. 条約に付された留保の内容

### (1) 概観

2000年8月8日現在, CEDAW の締約国は166にのぼるが、そのうち何らかの留保、またはその内容が実質的に留保といえる解釈宣言を行った国は51カ国である<sup>13)</sup>。表1にあるとおり、留保国を国連の地理的区分に従って分類すると、東欧を除くすべての地域、すなわち西欧およびその他の諸国(以下「西欧」と略す)からアジアおよび太平洋諸国(以下「アジア」と略す)、アフリカ、ラテンアメリカおよびカリブ海諸国(以下「ラテンアメリカ」と略す)

13) UNHCHR's HP, 2000年10月11日アクセス。

&lt;表1&gt; 女性差別撤廃条約の留保国

地理的区分 (国の数)	条約に何らかの留保を付した国 (紛争解決規定を含む)
西欧（14）	オーストラリア、オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マルタ、ニュージーランド、スペイン、イス、英国
東欧（0）	
アジア（18）	中国、インド、インドネシア、イラク、イスラエル、クウェート、ヨルダン、レバノン、マレーシア、モルジブ、ミャンマー、パキスタン、韓国、シンガポール、タイ、トルコ、ベトナム、イエメン
アフリカ（9）	アルジェリア、エジプト、エチオピア、レソト、リビア、モーリシャス、モロッコ、ニジュール、チュニジア
ラテンアメリカ（10）	アルゼンチン、バハマ、ブラジル、チリ、キューバ、エルサルバドル、ジャマイカ、メキシコ、トリニダード・トバゴ、ベネズエラ

(注・[http://www.unhchr.ch/html/menu3/b/treaty9\\_asp.htm](http://www.unhchr.ch/html/menu3/b/treaty9_asp.htm)を基に作成)

で留保が付されている。もちろん、留保の内容を詳細に検討しなければ、留保が条約の実効性を損ねているとは言えないが、政治体制、経済の発展状況、宗教、文化の枠を越えて、留保が多いことに改めて気付かされる。

東欧に留保国がないのは、冷戦終結後にベラルーシ、ブルガリア、チェコスロバキア、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、ロシア、ウクライナが紛争解決規定の留保をそれぞれ撤回したためである<sup>14)</sup>。ドイツ民主共和国（旧東ドイツ）はCEDAWの締約国であったが、同じくCEDAWの締約国であるドイツ連邦共和国（旧西ドイツ）に1990年10月に編入されたため、条約は統一後のドイツ連邦共和国が承継している。また、チェコスロバキアは1992年12月にチェコとスロバキアに分離したため、前者が1993年2月22日に

14) Ibid., notes 5, 15, 18, 21, 39, 41.

&lt;表2&gt; 紛争解決規定（第29条第1項）を留保した国

地理的区分 (国の数)	国名（太字は第29条第1項のみを留保した国）
西欧（1）	フランス
東欧（0）	
アジア（14）	（中国）、インド、インドネシア、イラク、イスラエル、クウェート、レバノン、ミャンマー、パキスタン、シンガポール、タイ、トルコ、ベトナム、イエメン
アフリカ（7）	アルジェリア、エジプト、エチオピア、モーリシャス、モロッコ、ニジェール、チュニジア
ラテンアメリカ（8）	アルゼンチン、バハマ、ブラジル、キューバ、エルサルバドル、ジャマイカ、トリニダード・トバゴ、ベネズエラ

（注・<http://www.unhchr.ch/html/menu3/b/treaty9.asp.htm>を基に作成）

条約を承継し、後者は1993年5月28日に新たに加入する形で CEDAW の締約国となつた<sup>15)</sup>。

## （2）紛争解決に関する留保

紛争解決規定（第29条第1項）を留保した国は全部で30カ国だが、そのうち条約の他の規定を留保をせずに紛争解決条項のみを留保した国は12カ国にのぼる（表2参照）。紛争解決規定に留保を付した国は、条約の署名・批准・加入に際して国内法や社会制度、伝統、慣習・慣行の見直しを十分行っていない可能性が高い。

表2から、アジア、アフリカ、およびラテンアメリカに紛争解決規定を留保した国が多いことがわかる。とくに、ラテンアメリカは紛争解決を留保した8カ国のうち、バハマ以外の全ての国が紛争解決規定のみを留保している。本来、留保は限定的に付すべきものだが、条約のどの規定が自国の国内法のどの条文と両立しないかを示すことなく、紛争解決規定のみを留保して、い

15) *United Nations Treaty Series* (以下「UNTS」と略す), vol. 1606 (1991), p. 424.

わば「留保の傘」を広げるのは、締約国が条約の女性差別撤廃義務（CEDAW 第2条）を怠っている怖れがある。

中国は英国から引き継ぐ形で、一部条文に関する留保を香港に付しているが、中国本土およびマカオについては、第29条第1項のみを留保している。そのため、中国はカッコ付で、紛争解決規定のみの留保国を示す太字にした。

ブラジル、ジャマイカ、レバノン、およびモーリシャスは、以前具体的な条文と紛争解決規定を留保していたが、前者の留保を撤回し、後者のみを残した<sup>16)</sup>。女性差別が解決された上での留保撤回なのか、大いに疑問が残る。

タイは、1991年1月25日に第11条第1項(b)および第15条第3項の留保を撤回し、1992年10月26日に第9条第2項について、1996年8月1日には第7条および第10条について、留保の撤回を国連事務総長に通告した<sup>17)</sup>。だが依然として、条約全体に対する一般的な留保、第16条、および紛争解決規定の留保は残している。

紛争解決規定を留保した宣言の内容は3つに分けられる。第1は、単に「この規定に拘束されない」あるいは「この規定を留保する」と宣言したもので、該当する国はアルゼンチン、バハマ、ブラジル、中国、エジプト、エルサルバドル、エチオピア、フランス、インド、イラク、イスラエル、ジャマイカ、クウェート、レバノン、モーリシャス、ミャンマー、パキスタン、シンガポール、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、ベネズエラ、ベトナム、イエメンの計24カ国である。このうち、紛争解決規定のみを留保した国（太字）は15カ国にのぼる。第29条の留保の理由を明記したのはエジプトのみだが、「この分野における仲裁システムに拘束されることを避けるため」<sup>18)</sup>とは各

16) ブラジルは1994年12月20日に第15条第4項、第16条第1項(a), (c), (g), (h)の留保を撤回した(UNHCHR's HP, note 17)。ジャマイカは1995年9月8日に第9条第2項の留保を撤回した(ibid., note 24)。レバノンは1998年6月26日に第9条第2項、第16条第1項(c), (d), (f), (g)の留保を撤回した(ibid., note 27)。モーリシャスは1998年5月5日に第11条第1項(b), (d), および第16条第1項(g)の留保を撤回した(ibid., note 34)。

17) Ibid., note 42, UNTS, vol. 1591, p. 470, ibid., vol. 1693, p. 467.

&lt;表3&gt; 紛争解決規定（第29条第1項）の留保国が付したその他の留保

国名（アルファベット順）	紛争解決規定（第29条第1項）以外の留保
1. アルジェリア	2(一般的留保), 9.2, 15.4, 16.1-2
2. アルゼンチン	なし
3. バハマ	2(a), 9.2, 16.1(h)
4. ブラジル	15.4, 16.1(a)(c)(g)(h)→撤回
5. 中国（香港のみ）	1★, 11.1(e)★, 11.2, 15.3, 15.4, 16.1(h)★
6. キューバ	なし
7. エジプト	2(一般的留保), 9.2, 16.1-2
8. エルサルバドル	なし
9. エチオピア	なし
10. フランス	5(b), 9, 14.2(c)(h), 16.1(g)
11. インド	5(a), 16.1-2
12. インドネシア	なし
13. イラク	2(f)(g), 9.1-2, 16.1-2
14. イスラエル	7(b), 16.1-2
15. ジャマイカ	9.2→撤回
16. クウェート	7(a), 9.2, 16.1(f)
17. レバノン	9.2, 16.1(c)(d)(f)(g)→撤回
18. モーリシャス	11.1(b)(d), 16.1(g)→撤回
19. モロッコ	2(一般的な留保), 9.2, 15.4, 16.1-2
20. ミャンマー	なし
21. ニジェール	2(d)(f), 5(a)(b), 15.4, 16.1(c)(e)(g)
22. パキスタン	条約全体に対する一般的な留保
23. シンガポール	2, 9★, 11.1, 15.4★, 16
24. タイ	条約全体の一般的留保, 16
25. トリニダード・トバゴ	なし
26. チュニジア	条約全体の一般的留保, 9.2, 15.4, 16.1(c)(d)(f)(g)(h)
27. トルコ	9.1; 15.2, 15.4, 16.1(c)(d)(f)(g)→撤回
28. ベネズエラ	なし
29. ベトナム	なし
30. イエメン	なし

(注・[http://www.unhchr.ch/html/menu3/b/treaty9\\_asp.htm](http://www.unhchr.ch/html/menu3/b/treaty9_asp.htm)を基に作成)

国に共通する理由であろう。

第2は、条約を巡る紛争が全当事国の合意なしに、あるいは一当事国の要

請のみに基づいて、仲裁またはICJへ付託されないとする宣言で、該当する国はアルジェリア、インドネシア、モロッコ、ニジェール、チュニジアの5カ国である。このうち、紛争解決規定のみを留保したのはインドネシア1カ国である。宣言は文面上、留保国が国際審査を利用する可能性を完全に否定していないが、実際に国際審査への付託を合意するとは想像しがたい。とくに、留保をいっさい具体的に限定しないインドネシアが、「すべての紛争当事国の合意に基づいてのみ、条約の解釈や適用を巡る紛争を仲裁または国際司法裁判所に付託する」<sup>19)</sup>と宣言しても、これは単なるレトリックである。

第3に、キューバは「締約国間に生じるいかなる紛争も、外交チャネルを通じた直接交渉によって解決されるべき」と宣言している。が、社会主義国のキューバが、主に西欧諸国から寄せられる異議に耳を傾けるとは想像しがたい。このように、紛争解決規定を留保した国は、条約の解釈や適用に関する異議申立を予め拒絶しているのである。

次に、紛争解決規定を留保した国が第29条以外にどの条文を留保しているかを検討したい。これによって、留保国が留保の本来の趣旨にしたがって留保を限定的に付す努力をしているか、そして、留保国が抱える女性差別の最も深刻な分野を伺い知ることができる。表3では、締約国が第16条第1項(c)を留保した場合に、「16.1(c)」と表記した。第16条1項のすべておよび第2項を留保した場合には、「16.1-2」と表記した。また、留保を表明した宣言文の中で条文番号が明記されていなくても、その内容から特定の条文を留保したと判断できる場合は、条文番号を表記した上で★印を付けた。

表3からわかるように、紛争解決規定の留保国には、他の条文を留保していても、それを一般的な留保にして、留保の範囲を曖昧にしている国がある。チュニジアは予め条約全体に、同国の憲法第1章の規定に反しない限り条約中の義務を遵守するとの一般的宣言を行った上で、具体的な条文に留保を付

---

19) Ibid., p. 7.

している<sup>20)</sup>が、条約の趣旨や目的に従って積極的に国内法を整備する意思があるとは思えない。また、アルジェリア、エジプト、およびモロッコは女性差別撤廃義務（第2条）に一般的な留保を付している<sup>21)</sup>が、条約の根幹ともいえる第2条の留保は条約の実効性を損なうおそれが高い。

その他の国が付した留保には、国籍に関する平等（第9条）、雇用における差別撤廃（第11条）、法の前の男女平等（第15条）、婚姻・家族関係における差別撤廃（第16条）が多い。次項でも論じるが、国籍は国家と個人の真正結合を示し、個人が国家による保護を要求する上で重要である<sup>22)</sup>。女性の国籍が婚姻によって本人の意思にかかわらず夫の国籍に変更されたり、婚姻解消によって女性が無国籍になると、女性が国家に保護を求められなくなるおそれがある。雇用における平等（第11条）は女性の経済的自立を確保する上で欠かせない。婚姻・家族関係に関する差別撤廃（第16条）は、紛争解決規定の留保国が最も多く留保しているが、とくに「(c)婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利および責任」、「(d)子に関する事項についての親（婚姻しているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任」、「(f)子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任」、「(g)夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）」、「(h)無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利」に留保が付されている例が目立つ。日本の旧民法でも、女性が自分の意志によって婚姻・婚姻解消をしたり、親権の行使や財産を管理する権

---

20) Ibid., p. 18.

21) 第2条の留保について、アルジェリア、エジプト、モロッコ政府はそれぞれ、「（アルジェリア政府は）アルジェリア家族法の規定に反しないという条件の下に、この条文の規定に従う用意がある」、「（エジプト政府は）この条文の内容がイスラム法に反しない限り従う用意がある」、「（モロッコ政府は）この条文の規定が……イスラム法の規定に反しない限り適用する準備があることを表明する」と宣言した。UNHCHR's HP.

22) Cook, ibid., p. 693.

利を持たなかつたが、紛争解決規定を留保する国では、配偶者・パートナーとの関係や、自己の財産、子の養育など、家庭の中でも女性の地位が低いことを伺わせる。

締約国によって紛争解決規定が留保されると、他の具体的な条文に留保が付されていても、その両立性を他の締約国が問うことが実質的に困難なため、条約の実効性を確保するために締約国政府が第18条に基づいて定期的に提出する報告(いわゆる「政府レポート」)の審議が重要になる。次項では、CEDAWの条文ごとに各国の留保の内容、理由、対象、適用地域などを詳細に分析する。

(以下次号)

# A Study on Reservations made to the UN Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women and its Optional Protocol: How to Guarantee the Effectiveness of Treaties (Part 1)

Keiko KARUBE

This paper analyzes the influence of reservations to the effectiveness of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (hereinafter referred as “CEDAW”) and the Optional Protocol to this Convention (hereinafter referred as “the Optional Protocol”) in guaranteeing women’s human rights. Reservations to treaties allow states to join a multilateral treaty when states agree to the object and purpose of the treaty in general but find that some provisions do not conform to their domestic laws, customs, or practices. At the same time, however, reservations pose the danger of tampering with the object and purpose of treaties, especially when it comes to human rights treaties.

I analyze the provisions relating to reservations both in CEDAW and the Optional Protocol, comparing those with other major human rights treaties adopted by the United Nations General Assembly. These treaties include the International Covenant on Civil and Political Rights of 1966, the International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination of 1965, the Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment of 1984, and the Convention on the Rights of the Child of 1989. While CEDAW follows the “compatibility” principle established in Article 19 (c) of the Vienna Convention of the Law of Treaties of 1969, it fails to provide concrete

criteria of the compatibility of reservations. Then I go on to analyze reservations made to CEDAW from the perspectives of geographical distribution, settlement of disputes, and the content of the provisions.